

令和 6 年度 第 5 回

立 木 公 売

日 時 令和6年10月28日（月）

入札開始 午前 10時 30分

締 切 午前 10時 35分

場 所 会津森林管理署 入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

会 津 森 林 管 理 署

〒965-8550 会津若松市追手町 5番 22号

TEL 0242 (27) 3270 ・FAX 0242 (27) 3272

公 売 公 告

令和6年10月 3日

分任契約担当官

会津森林管理署長 田村 耕司

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和6年10月28日（月）

入札開始 10時30分

締切 10時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

会津森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒965-8550

福島県会津若松市追手町5番22号 会津森林管理署

（2）到着期限 10月25日（金） 17時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は令和6年10月28日と記載して下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙1－2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和6年10月31日(木)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.10%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を会津森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を会津森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：会津森林管理署又は会津森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：会津森林管理署で閲覧して下さい。

会津森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/aizu/index.html>

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、会津森林管理署 業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙 3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成 26 年 12 月 17 日付け福島県農林水産部部長通知）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し 0.50 μ Sv/h 以下であること、また、0.50 μ Sv/h 超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が 6,400Bq/kg 以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙 4 に示すとおりです。

(5) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙 4－1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙 4－2 のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

(6) 立木代金の納入について

今回の入札物件については、一部で分収林契約箇所となっております。

分収林販売の場合、通常の立木販売代金納入の方法と異なる点がありますので、ご理解の上、入札に参加されるようお願い申し上げます。

ア 国の持分に係る代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。

イ 分収林契約者の持分に係る代金については、分収林契約者の金融機関に振り込んでいただくことになります。なお、振り込みに係る手数料は買受人の負担となります。

ウ 納入告知書は、財務省会計センターから発行されます。

(7) 物件搬出については、搬出に使用する車両が運搬区間を通行できることを確認の上、入札してください。

(8) 境界標識の保護には十分留意してください。なお、**損傷した場合には買受人の負担で復元**していただくことになります。

(9) 民有地に係る交渉等は、買受人が行ってください。

(10) 法令制限林箇所についての作業許可等については、買受人が行ってください。

(11) 事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」、「無料利用請書」を提出し承認を受けてください。

(12) 万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び会津森林管理署に連絡をお願いします。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

会津森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：0242-27-3270 FAX 番号：0242-27-3272

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 （例）

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
会津森林管理署長
田村 耕司 殿

注意： **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等に委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
会津森林管理署長
田村 耕司 殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

会津森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線率

物件番号	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備 考
1	0.10	—	R6.4.1	2林班か林小班 1.13 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
2	0.08	—	R4.8.30	7林班ほ2林小班 3.85 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
3	0.05	—	R5.5.15 R5.5.24	17林班つ1林小班 5.44 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
4	0.05	—	R5.6.26	52林班ほ1林小班 1.15 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.07	—	R5.7.18	52林班ほ2林小班 0.22 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.06	—	R5.7.26	52林班ほ3林小班 0.69 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.07	—	R5.7.18	52林班と林小班 0.52 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.08	—	R5.11.8	52林班ち林小班 2.41 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.07	—	R5.11.8	52林班る2林小班 2.87 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
5	0.07	—	R5.9.25	1林班に林小班 19.17 ha 測定点数 20 点 (空間線量率)
6	0.07	—	R5.6.6	344林班に林小班 3.52 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
7	0.08	—	R5.6.12	344林班ほ林小班 3.07 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
8	0.06	—	R3.6.16	344林班と1林小班 0.80 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
9	0.06	—	R3.6.16	344林班と2林小班 0.42 ha 測定点数 1 点 (空間線量率)
10	0.05	—	R4.5.9 R4.5.11	345林班は1林小班 2.05 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
11	0.06	—	R5.10.11	349林班ね林小班 1.64 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
12	0.06	—	R5.9.5	351林班け2林小班 0.56 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)

物件番号	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備 考
13	0.08	—	R6.4.23	378林班な林小班 1.23 ha 測定点数 9 点 (空間線量率)
14	0.08	—	R6.5.1	425林班ろ林小班 7.97 ha 測定点数 27 点 (空間線量率)
15	0.08	—	R5.10.12	504林班う2林小班 0.04 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.11	—	R5.10.12 R5.11.6	504林班ゆ林小班 1.43 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.07	—	R5.10.12 R5.11.9	504林班み1林小班 1.64 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.12	—	R5.10.24	504林班も林小班 0.28 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.09	—	R5.10.17	505林班へ1林小班 1.45 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.10	—	R5.10.17	505林班へ2林小班 1.02 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
	0.07	—	R5.11.14	505林班と林小班 0.41 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.08	—	R5.11.13	505林班ち林小班 0.90 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
	0.08	—	R5.11.14	505林班わ林小班 0.40 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
16	0.08	—	R4.6.16	518林班た林小班 0.52 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
17	0.05	—	R4.8.22	548林班の3林小班 0.80 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
18	0.09	—	R6.7.18	550林班む林小班 7.58 ha 測定点数 9 点 (空間線量率)
19	0.06	—	R4.7.19 R4.7.25	568林班さ林小班 5.38 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

2～4、15～17号物件（分収無し）	10.00%
13、19号物件（分収造林）	10.00%
5号物件（官行造林）	5.00%
1、6～11、14号物件（分収造林）	3.00%
12、18号物件（分収造林）	2.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入に係る経過措置の控除率は計算されていません。

入札物件一覧表(令和6年度第5回立木公売)

物件 番号	森林 事務所	物件所在地			林齢 (約)	保安林 指定	伐採種	樹種	面積 (ha)	数量		備考	
		市町村	国有林 (官行造林地)	林小班						本数(本)	材積(m³)		
1	湊	会津若松市	吹屋山外1	2か	36	無	皆伐	スギ外	1.13	691	192.54	部分林	
2	湊	会津若松市	岩杉山	7ほ2	50	無	間伐	スギ外	3.85	686	287.84		
3	湊	会津若松市	中沢山	17つ1	43	有	間伐	スギ外	5.44	2,012	791.34		
4	湯野上	下郷町	六石山	52ほ1	57	無	皆伐	スギ外	1.15	1,034	567.00		
				52ほ2	57	無	皆伐	スギ外	0.22	135	141.54		
				52ほ3	57	無	皆伐	スギ外	0.69	427	392.39		
				52と	69	無	皆伐	スギ外	0.52	179	228.52		
				52ち	55	無	皆伐	スギ外	0.76	445	401.61		1伐区
								スギ外	1.65	1,380	791.82		2伐区
				52る2	55	無	皆伐	スギ外	1.95	1,473	1,002.32		1伐区
計									7.86	6,078	4,159.19		
5	湯野上	下郷町	芦ノ原	1に(1カ)	66	無	皆伐	カラマツ外	14.37	—	2,692.04	官行造林	
				1に(2ア)	66	無	皆伐	アカマツ外	4.80	—	2,069.53		
				小 計				19.17	0	4,761.57			
6	喜多方	喜多方市	吉見山	344に	59	無	皆伐	アカマツ外	3.44	—	821.63	1伐区	
								スギ外	0.08	61	34.73	2伐区	
								小 計				3.52	—
7	喜多方	喜多方市	吉見山	344ほ	60	無	皆伐	アカマツ外	3.07	—	728.93	部分林	
8	喜多方	喜多方市	吉見山	344と1	64	無	皆伐	アカマツ外	0.80	1,213	171.93	部分林	
9	喜多方	喜多方市	吉見山	344と2	65	無	皆伐	アカマツ外	0.42	577	107.97	部分林	
10	喜多方	喜多方市	三谷山	345は1	60	無	皆伐	アカマツ外	2.05	—	577.48	部分林	
11	喜多方	喜多方市	羽山	349ね	82	無	皆伐	スギ外	1.64	771	1,205.93	部分林	
12	喜多方(熱塩)	喜多方市	仙翁山	351け2	52	有	皆伐	スギ外	0.56	770	68.93	部分林	
13	小野川(桧原)	北塩原村	高層根	378な	69	無	皆伐	スギ外	1.23	797	669.78	部分林	
14	小野川 (桧原)	北塩原村	西吾妻山外1	425ろ(1カ)	64	有	皆伐	カラマツ外	7.70	—	3,499.98	部分林	
				425ろ(2ア)	64	有	皆伐	アカマツ外	0.27	166	125.36		
				小 計				7.97	—	3,625.34			
15	坂下	会津坂下町	仲丸	504う2	65	無	皆伐	スギ外	0.04	23	6.26		
			仲丸	504ゆ	68	無	皆伐	スギ外	1.43	1,194	393.79		
			仲丸	504み1	72	無	皆伐	スギ外	1.64	673	776.32		
			仲丸	504も	56	無	皆伐	スギ外	0.28	171	89.51		
			西向山	505へ1	60	無	皆伐	アカマツ外	1.45	1,084	398.03		
			西向山	505へ2	62	無	皆伐	アカマツ外	1.02	904	232.22		
			西向山	505と	79	無	皆伐	スギ外	0.41	298	172.44		
			西向山	505ち	78	無	皆伐	スギ外	0.90	468	324.10		
			西向山	505わ	70	無	皆伐	スギ外	0.40	182	196.54		
小 計									7.57	4,997	2,589.21		

物件 番号	森林 事務所	物件所在地			林齢 (約)	保安林 指定	伐採種	樹種	面積 (ha)	数量		備考
		市町村	国有林 (官行造林地)	林小班						本数(本)	材積(m ³)	
16	坂下	会津美里町	中ノ沢	518た	81	有	皆伐	スギ外	0.52	191	263.40	
17	坂下(川口)	金山町	上山口	548の3	56	無	皆伐	スギ外	0.80	731	197.50	
18	坂下(川口)	金山町	玉梨・高森	550む	55	無	皆伐	スギ外	7.61	—	3,947.29	部分林
19	昭和	昭和村	白森山	568さ	46	無	間伐	スギ	5.38	1,122	407.66	部分林

特約事項【R6年度 第5回 立木販売】

1. 労働安全に留意し、作業制限等を遵守の上、作業を実施してください。万が一事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所及び会津森林管理署に連絡してください。また、事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」を提出してください。事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行ってください。なお、伐採・搬出の着手は、森林管理署長等による事業計画書の承認後となります。
2. 買受けた物件の対象木については、全て伐倒・搬出して下さい。特別な事情により立木を残す場合は、森林官等と協議下さい。契約対象外の立木は損傷の無いよう保護に努めて下さい。なお、販売区域外の周囲立木には原則として赤い 2 本の横線が標示しており、間伐の場合は全調査木根際に山極印による極印及び伐採木の胸高にテープが巻かれているのでご留意下さい。
3. 作業時は労働安全衛生に十分配慮し、作業制限等遵守のうえ作業を実施してください。万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び当署に連絡して下さい。
4. 物件の搬出については、搬出する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札して下さい。また、伐採搬出作業に当たっての国有林以外の民有地などの利用については、買受者において土地の使用承諾を得て下さい。
5. 伐採搬出作業に当たって、国有林及び民有林の境界に埋設してある「境界標」を損傷しないよう十分注意して下さい。万一、不注意により損傷した場合には買受者の負担で復元していただきます。
6. 搬出路作設については、別紙「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとなります。搬出路に水切り等の排水設備を整備し、泥水等が直接沢や公道に流れ込まないようにしてください。土場跡地についても末木枝条、残材等を沢や土場に放置しないで整正願います。水道施設等が隣接地にある場合には、破損しないよう細心の注意を払ってご対応願います。
また、「国有林野における林地保全に配慮した生産販売事業の推進について」により次の(1)から(3)を遵守していただくこととなります。
 - (1) 買受人は、別紙「主伐時における伐採・搬出指針」(3 の①及び⑤を除く)を遵守しなければならない。
 - (2) 買受人は、別紙に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出しその確認を受けなければならない。
 - (3) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。
7. 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって管轄森林事務所に申し出て下さい。また、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振込証書の写しを森林管理署に提出のうえ、作業に着手して下さい。
8. 1、6～14、18～19号物件は「部分林」及び5号物件は「官行造林」のため収益分収となります。国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、部分林契約者の持分については、契約代表者の金融機関の指定口座へ振込となります。なお、振込手数料は買受者の負担となります。

9. 3、12、14、16号物件は保安林に指定されていますので、森林法の制限を受けます。保安林内で搬出路や土場等を作設・利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請して下さい。なお、申請後に許可区域外での搬出路の作設は認められませんのでご注意下さい。
10. 14号物件の地域は国立公園第3種特別地域、17～18号物件の地域は国定公園普通地域に指定されています。伐採・搬出に当たって特段の制限はありませんが、県知事等から指示があった場合は、その指示に従って下さい。
11. 11、14号物件の地域は鳥獣保護区(特別保護地区以外)に指定されています。伐採・搬出に当たって特段の制限はありませんが、県知事等から指示があった場合は、その指示に従って下さい。

※その他、現地案内の際に説明する事項や、森林管理署長が指示する事項についても、遵守していただきます。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

チェック項目	確認
（１）伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
（２）林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
（３）林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
（４）作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
（５）事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
（６）生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

特約事項【立木販売】 (伐採・搬出、森林作業道等作設)

1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。

2 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する10日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、会津森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
- (3) 買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、会津森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、会津森林管理署長の承認された後に着手すること。

3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

(1) 路網

ア 配置

(ア) 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 会津森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は会津森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

現地案内について

令和6年10月28日施行の第5回立木資格付一般競争入札の現地案内を下記の日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集下さい。

記

現地案内日程

売払番号	案 内 日 時	集合場所	案内者
1～3	令和6年10月11日(金) 9時30分 集合	湊森林事務所	森林官 高柳 修延 090-9678-2431
4～5	令和6年10月18日(金) 9時00分 集合	湯野上森林事務所	森林官 塩谷 智也 090-9678-2579
6～12	令和6年10月21日(月) 9時00分 集合	喜多方森林事務所	首席森林官 近藤 修 090-9678-2447
13～14	令和6年10月17日(木) 9時00分 集合	小野川森林事務所	首席森林官 根内 三夫 090-9678-2495
15～16	令和6年10月9日(水) 9時30分 集合	七折峠駐車場	首席森林官 小島 一夫 090-4967-9986
17～18	令和6年10月16日(水) 9時30分 集合	道の駅 「奥会津かねやま」	首席森林官 小島 一夫 090-4967-9986
19	令和6年10月23日(水) 9時30分 集合	道の駅 「からむし織の里しょうわ」	首席森林官 佐藤 誠司 090-9678-2497

※現地案内等について、お尋ねの点がございましたら下記の連絡先にお問い合わせいたします。

連 絡 先

会 津 森 林 管 理 署	会津若松市追手町5-22 Tel 0242-27-3270
湊 森 林 事 務 所	会津若松市湊町大字共和字西田面510 Tel 0242-93-2012
湯 野 上 森 林 事 務 所	南会津郡下郷町大字弥五島字中原759-6 Tel 0241-69-1542
喜 多 方 森 林 事 務 所	喜多方市字西四ツ谷21 Tel 0241-22-1228
小 野 川 森 林 事 務 所	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093-496 Tel 0241-32-2242
坂 下 森 林 事 務 所	河沼郡会津坂下町字小川原987-3 Tel 0242-83-3213
昭 和 森 林 事 務 所	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1800-2 Tel 0241-57-2107



1～3号物件 現地案内集合場所

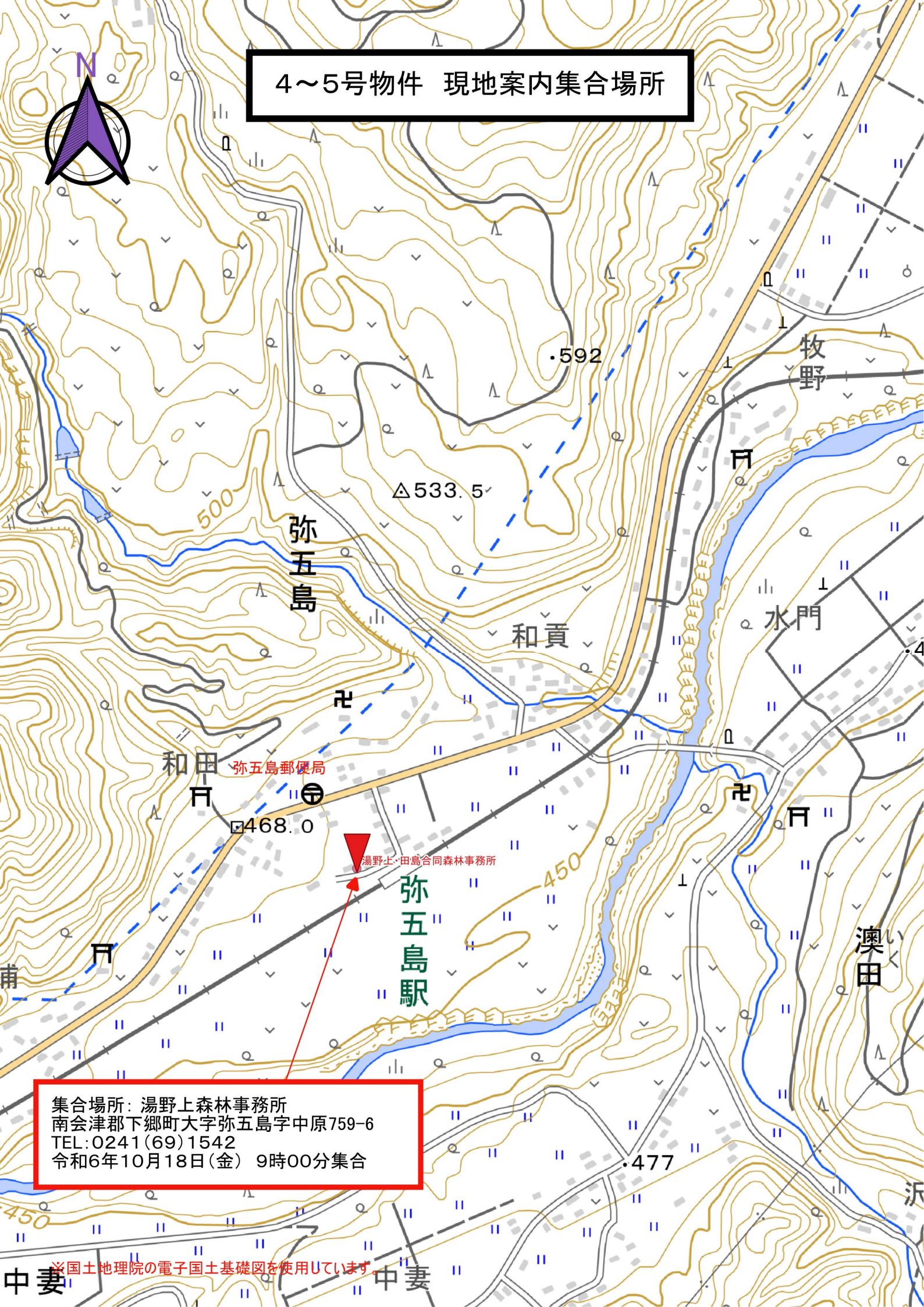
会津若松市立湊中学校

集合場所：湊森林事務所
福島県会津若松市湊町大字共和字西田面510
TEL:0242(93)2012
令和6年10月11日(金) 9時30分集合

湊森林事務所



4～5号物件 現地案内集合場所



集合場所：湯野上森林事務所
南会津郡下郷町大字弥五島字中原759-6
TEL: 0241(69)1542
令和6年10月18日(金) 9時00分集合

※国土地理院の電子国土基礎図を使用しています。

6～12号物件 現地案内集合場所



喜多方郵便局

喜多方郵便局

集合場所：喜多方森林事務所
福島県喜多方市字西四ツ谷21
TEL:0241(22)1228
令和6年10月21日(月) 9時00分集合

字南条

喜多方森林事務所

東北電力ネットワーク
喜多方変電所

字西四ツ谷

字江中子

東北農政局会津南部農業水利事業所会津北部農業水利事業建設所

福島県警察喜多方警察署

喜多方警察署

※国土地理院の電子国土基礎図を使用しています。

13～14号物件 現地案内集合場所



乙女沼

集合場所：小野川森林事務所
耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093-496
TEL:0241(32)2242
令和6年10月17日(木) 9時00分集合

小里

804

807

剣ヶ峰

裏磐梯自然保護官事務所

裏磐梯高原

808

深泥沼

782

毘沙門沼

15～16号物件 現地案内集合場所

集合場所：七折峠駐車場
福島県河沼郡会津坂下町気多宮765
令和6年10月9日(水) 9時30分集合

17～18号物件 現地案内集合場所



集合場所：道の駅「奥会津かねやま」
福島県大沼郡金山町中川上居平949-8
令和6年10月16日(水) 9時30分集合

19号物件 現地案内集合場所

集合場所：道の駅「からむし織の里しょうわ」
福島県大沼郡昭和村佐倉上ノ原1
令和6年10月23日(水) 9時30分集合

道の駅

佐倉